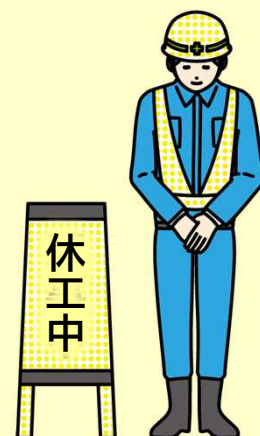


～ 民間工事発注者のみなさま ～

建設業界の

“働き方改革”に ご協力をお願いします！



建設業界における担い手不足は深刻な問題です。
未来の担い手を確保するために、皆様のご協力をお願いします。

働き方改革のために建設業界と行政が取り組んでいること

① 週休2日の推進

心身の充実により意欲と生産性の向上へ

② 適正な工期の設定

長時間労働の解消、安全性の確保へ

③ 業務効率化・デジタル活用

ICTを取り入れ作業の積極的な省力化

④ 職場環境の改善

休憩所、トイレ、夏場の熱中症対策の徹底

⑤ 人材育成とスキルアップ

取得資格支援、研修によりスキルアップのサポート

⑥ 書類削減、簡素化

書類作成、管理に要する時間・コストを削減

皆様の大切な施設を“つくり”、“まもる” 建設業界が
これからの未来もその役割を果たすために必要な取り組みです！

～持続可能な建設産業を目指して～



週休2日確保のお願い



建設業で働く人たちを取り巻く状況

建設業就業者数
(平成9年との比較)

202万人減

29歳以下の
建設業就業者数

11.6%

建設工事全体での
週休2日取得率

3割未満

建設業の担い手を確保するためにも働き方改革が必要です！



どうして建設業の働き方改革が必要なの？

インフラ施設等は、施工完了後も維持管理などのメンテナンス工事の必要が生じますが、その工事も建設企業が担います。

建設業の働き方改革は、安定的に担い手が確保されて、皆様の大切な施設の施工、また維持・管理を担うパートナーとして、建設業が持続的に活動していくためにも、週休2日などの休日の確保は必要不可欠な取り組みです。



週休2日などの休日の確保、猛暑などの天候や施工環境を考慮した、適正な工期の設定にご理解、ご協力をお願いします！

建設業の担い手確保に向けて、関東地方整備局、都県・政令市、建設業団体は、**週休2日の推進と魅力などの効果的なPR**を連携した取り組みを進めています！

■関東地方整備局

■都県・政令市

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市

■建設業団体(14団体)

(一社)日本建設業連合会関東支部 (一社)茨城県建設業協会 (一社)栃木県建設業協会
(一社)群馬県建設業協会 (一社)埼玉県建設業協会 (一社)千葉県建設業協会
(一社)東京建設業協会 (一社)神奈川県建設業協会 (一社)山梨県建設業協会
(一社)長野県建設業協会 (一社)東京都中小建設業協会、神奈川県中小建設業協会
(一社)横浜建設業協会 建設産業専門団体関東地区連合会

建設業の担い手確保に向け連携して取り組む事項について

地域の守り手である建設業が魅力的で選ばれる産業となり持続的に発展し、地域の安全安心や経済成長を将来にわたって担うことができるよう、担い手の確保に向けて、**関東地方整備局、都県・政令市、関東甲信地域の建設業団体**が、担い手3法（建設業法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律・公共工事の品質確保の促進に関する法律）の趣旨を踏まえ、**連携した取り組みを進めています。**

建設業の週休2日の推進、魅力などの効果的なPRについて、関東地方整備局、都県・政令市、建設業団体が連携した取り組み方針を申し合わせました。



令和7年6月6日 第2回 関東甲信地域における建設業の担い手確保に関する意見交換会

建設業の就業者数の状況と労働環境

建設業の就業者数は減少傾向となっている中、交代制勤務などの実施が困難な企業が多く、全産業平均に比べて出勤日数が多く、労働時間が長くなる傾向となっているため、建設業就業者は休日を十分に取れていない状況です。

建設業就業者数
(平成9年と令和5年の比較)

202万人減



総務省「労働力調査」を基に
国土交通省で算出

建設業の年間実労働時間
(令和5年の全産業との比較)

62時間長い



厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

建設工事全体における
週休2日の取得状況

3割未満



国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」（令和6年公表）より

“建設業における魅力ある労働環境を実現する”ための週休2日の推進

魅力ある労働環境の実現に向けて、建設業に従事するすべての者が柔軟な働き方ができるよう留意することを前提とし、週休2日の取組を推進しています。

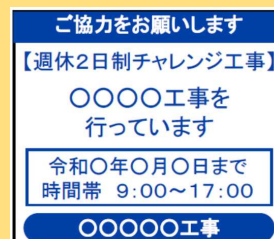
関東地方整備局、都県・政令市は自ら発注する全ての公共工事において週休2日工事の実現に向けて、猛暑や雪などの天候や施工環境を考慮した柔軟な働き方ができるよう、建設業界と連携した取り組みを推進しています。



国土交通省作成
適正工期確保ガイドブック



関東地方整備局HP
週休2日チャレンジサイト



千葉市HP
週休2日制チャレンジ工事看板

また、建設業界においても、元請企業から下請企業までが週休2日をはじめとした、休日の確保や柔軟な働き方ができるよう、連携した取り組みや周知を推進しています。



(一社) 日本建設業連合会
週休2日推進ロゴマーク



土日一斉閉所キャラクター
やすみん

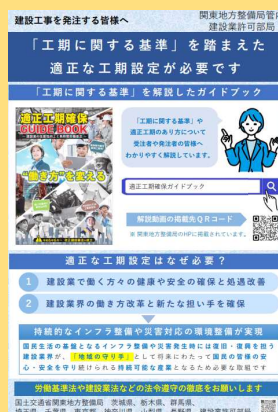


(一社) 群馬県建設業協会
4週8休PRポスター

建設業の週休2日は、公共工事のみならず、全ての工事に取り組んでいく必要があります。関東地方整備局、都県・政令市、建設業団体は、区市町村発注工事や民間工事における週休2日の推進に向けて、区市町村・関係団体へ要請を行うと共に、公的資金の補助を受けた事業者に対する周知・啓発を行っています。



労働局主催の民間発注団体が参加する会議にて
関東地方整備局より適正な工期設定を周知



関東地方整備局と1都8県建設業許可部局による
適正な工期設定を周知するリーフレット

建設業の魅力・意義（やりがい）の効果的なPRの実施

建設業の魅力や意義を多くの方に効果的に情報を発信するため、産・学・官が連携し、各者が有する知識・設備・現場等を最大限に活用し、これまでの取組をより発展的に推進しています。

建設業界は職業体験会や現場見学会、小・中・高などの学校での出前授業の実施、HPやSNSを活用した情報発信を通じて、建設業の魅力発信に努めています。



（一社）茨城県建設業協会
親子見学会



（一社）栃木県建設業協会
建 F E S G O !（お仕事体験会）



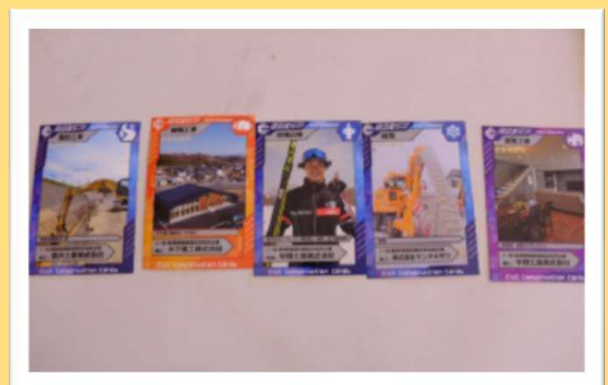
（一社）山梨県建設業協会
小学校における出前授業



（一社）千葉県建設業協会
ショッピングモール内、仕事体験テーマパーク
へのブース出展



（一社）東京建設業協会
小学生へ向けた建設業のお仕事紹介冊子

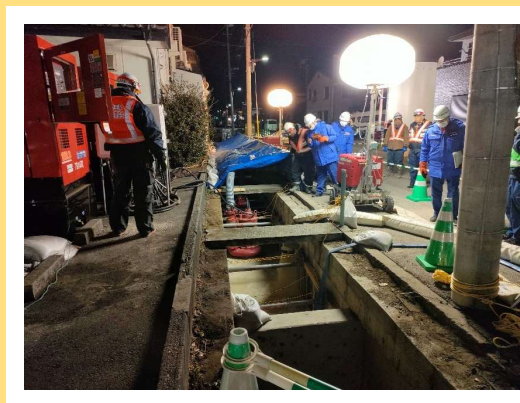


（一社）長野県建設業協会
「建設カード」によるお仕事紹介

建設業は新たなインフラ整備はもちろんのこと、今あるインフラの維持・管理、また、災害時の応急復旧を担う産業として、地域の安心安全や経済成長を支えています。



(一社) 神奈川県建設業協会の災害復旧対応



(一社) 埼玉県建設業協会の災害復旧対応

建設業の休日確保や魅力発信は、新たな担い手確保のための取り組みであり、建設工事に関わる全ての方々と共通理解のもとに進めていくことが重要です。

関東甲信地域における建設業の担い手の確保に関する意見交換会 構成員

■ 関東地方整備局

■ 都県・政令市

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市

■ 建設業団体（14団体）

(一社) 日本建設業連合会関東支部、(一社) 茨城県建設業協会、
(一社) 栃木県建設業協会、(一社) 群馬県建設業協会、(一社) 埼玉県建設業協会、
(一社) 千葉県建設業協会、(一社) 東京建設業協会、(一社) 神奈川県建設業協会、
(一社) 山梨県建設業協会、(一社) 長野県建設業協会、
(一社) 東京都中小建設業協会、神奈川県中小建設業協会、(一社) 横浜建設業協会、
建設産業専門団体関東地区連合会

建設業の担い手確保の取組にご理解・ご協力をお願いします！



関東甲信地域における建設業の担い手の確保に関する意見交換会HP



「工期に関する基準」を踏まえた 適正な工期設定が必要です

「工期に関する基準」を解説したガイドブック



◆ 工期に関する基準とは

適正な工期を設定するため、建設工事の発注者と受注者のそれぞれの責務や考慮すべき事項を定めたものです。

◆ 考慮すべき事項の例

降雨・降雪日や台風、猛暑日などの自然要因、週休2日の確保など休日や労働時間など工期に影響を与える要素 等

ガイドブックでは
「工期に関する基準」等を
受注者や発注者の皆様へ
わかりやすく解説しています。



適正工期確保ガイドブック



解説動画の掲載先QRコード

※ 関東地方整備局のHPに掲載されています。



適正な工期設定はなぜ必要？

- 1 建設業で働く方々の健康や安全の確保と処遇改善
- 2 建設業界の働き方改革と新たな担い手を確保

持続的なインフラ整備や災害対応の環境整備が実現

国民生活の基盤となるインフラ整備や災害発生時には復旧・復興を担う建設業界が、「地域の守り手」として将来にわたって国民の皆様の安心・安全を守り続けられる持続可能な産業となるため必要な取組です

労働基準法や建設業法などの法令遵守の徹底をお願いします

国土交通省関東地方整備局 茨城県、栃木県、群馬県、
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県 建設業許可部局



工事契約の締結の際は 「工期に関する基準」の内容確認を！

建設業法 第十九条の五（著しく短い工期の禁止）

第1項 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

第2項 建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。（※）

※ 第2項は、2024年6月の建設業法改正により追加。（2025年12月までに施行予定）

契約当事者の双方が著しく短い工期とならないよう、見積段階から工期に関する基準を踏まえた工期設定となっているか、チェックリストで確認しましょう！

1 工期全般にわたって考慮すべき事項の例

工期設定に関わる要因・条件		確認
自然要因 ※1	降雨日・降雪日（雨休率の設定等）	
	猛暑日（夏期における WBGT 値が 31 以上の場合における不稼働日）	
	河川の出水期における作業制限	
	寒冷・多雪地域における冬期休止期間	
	その他の気象、海象などを含む自然要因	
休日・法定外労働時間	時間外労働規制の遵守、週休二日の確保 (十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映)	
イベント	年末年始、夏季休暇、GW、地元の催事等の特別休暇・不稼働日や交通規制が行われる期間	
制約条件	鉄道近接、航空制限などの立地に係る制約条件や周辺への振動、騒音等への配慮 搬出入時間の制限や工事車両の制限(進入時間、重量、台数)等の道路条件	
契約方式	分離発注で、当該工事の工程に関連する複数の工事がある場合、その有無や内容	
関係者との調整	地元住民や地元団体(農業、漁業組合等)、電力・ガス等の占有企業者との協議期間 関係者との協議調整が未了の場合(用地未買収等)、協議内容や完了予定時期	
労働・安全衛生	労働安全衛生法等関係法令を遵守し、労働者の安全を確保するための十分な工期を設定(勤務間インターバル制度の導入等)	
行政への申請	特車通行許可や道路使用許可、特定建設作業実施届、建築確認など、必要な各種申請期間	

<記入方法> ○:条件を明示し、工期に反映済 △:条件を一部明示し、工期に反映済
×:条件が明示できず、工期に未反映 - :当該工事で対象外

2 工程別に考慮すべき事項の例

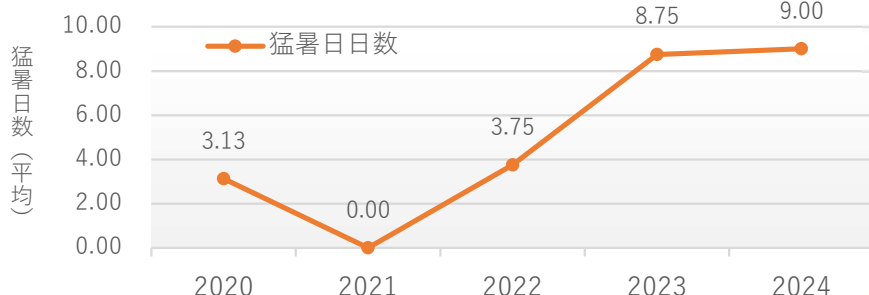
工期設定に関わる要因・条件		確認
準備 ※3	資機材の調達や人員の確保に要する時間(物品納入や建設機械の搬入に要する時間)	
	設計図書で未決定の事項や仕様未確定	
	工事着手前の試掘調査、土質調査や照査、現地の条件を踏まえた施工計画の作成に要する期間	
	ヤードや現場事務所設置、進入路や敷地造成、仮設整備(電力・給排水・濁水処理・給気等)の整備期間	
	基礎工事や土工事における、土質・土壌汚染・地下水・地中障害物の条件や調査状況	
施工 ※4、5	基礎工事や土工事における、掘削土を場外搬出する際に、1日当たり搬出できる車両台数	
	躯体工事(構法)における、生コンクリートの工場・1日当たりの運搬車両台数、適切な養生期間等	
	躯体工事(鉄骨)における、鉄骨材の搬入(長さ、運搬車両台数)、鉄骨発注から納入までの期間	
	シールド工事における、製作開始前の事前検討や仮置き場所の整備・確保に要する時間	
	設備工事における、前工事工程を踏まえた設備工事の着手可能日、総合試運転調整の期間	
	仕上工事やタイル・れんが・ブロック工事における、前工程に対する養生期間	
	塗装工事における、天候や季節の影響を含む塗料の乾燥期間	
	とび・土工事における、クレーン車等大型車両の遠方からの現場搬入や、組立解体作業に要する時間	
後片付け	建設発生土の搬出先や受入要件の明示、建設副産物の再利用や処理に要する期間	
	完了検査、竣工検査・引き渡し前の後片付けや清掃、施工後の初期点検等に要する時間 借地した場合、原形復旧の期間	

★ このチェックリストは「適正工期確保ガイドブック」に掲載されています。

特に“時間外労働規制の遵守や週休2日の確保”や“猛暑日などの不稼働日”は建設業で働く方々の健康や生命を守るためにも考慮した工期設定が必要です

参考：猛暑日について

過去5年間に於ける茨城県（水戸地点）の猛暑日（WBGT31以上）の推移



出展：一般財団法人建設物価調査会「工期設定のための猛暑日数確認サイト」を元に関東地方整備局にて作成

※WBGTとは
熱中症を予防することを目的とした指標

日常生活における熱中症予防指針（日本生気象学会）では、WBGT31以上は「危険」とされて、外出はなるべく避け、涼しい室内に移動するという注意事項となっています。
また、スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック（公益財団法人日本スポーツ協会）では、WBGT31以上は特別の場合以外は運動を中止するとされています。

出展：環境省ホームページ「熱中症予防情報サイト」を元に関東地方整備局が要約抜粋